

令和4年5月5日

保護者様

青島日本人学校運営理事会
理事長 原 義信
PTA 会長 浅上 雅典
校長 渡邊 浩之

青島日本人学校規則の変更について

新緑の候、保護者の皆様には本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、山東省教育庁文件第16条に基づいて、本校学校規則の内、第8条（入学・編入学）第9条（退学）に関わる件につき見直しを行ない、学校運営理事会で検討した結果以下のように変更いたします。

なお、この変更事項の第8条に関しては令和5年度入学及び編入学生から適用いたします。
第9条に関しては、令和4年5月5日から適用いたします。

記

第8条（入学・編入学・就学）

学校に入学できる者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 中華人民共和国山東省青島市及びその周辺に在住する日本国籍を持つ日本人の子女であり、保護者と同居している。
 - (2) 中国滞在の有効な外国人居留許可証を有する保護者に随行している子女であること。
 - (3) 就学年齢は、満6歳に達した月の翌日以降における最初の学年のはじめから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでとする。
 - (4) 青島日本人会会員の子であること。
 - (5) 入学金及び授業料を納入すること。
 - (6) 理事会及び、学校が定める規則を順守すること。
 - (7) 日本語で授業を受けることができる子女であること。
- なお、特別の事情が生じた場合には、理事会の承認を求めることとする。

第9条（退学）

- 1 退学を希望する者は、その旨を校長に申し出るとともに、所定の手続きを行わなければならない。この場合の手続きは、退学を希望する保護者が行わなければならない。
- 2 本規則第8条に想定する条件を喪失した場合、退学となることがある。
- 3 以下の場合、理事会の決議を経たうえで、退学とすることがある。
 - (1) 入学に関する資格条件の申告が虚偽であった場合。
 - (2) 授業料の滞納が3か月以上発生している場合。
 - (3) 学校の秩序を乱した場合。
 - (4) 児童生徒が学則及びその他学校の定める諸規則を守らない行為があった場合。

※下線の部分に変更・修正した箇所になります。

※今後も、児童生徒の不法滞在を防ぐためにも、児童生徒自身の中国滞在の有効な身分証明書類（パスポートや外国人居留許可証など）の更新時には、随時学校へ共有をお願い致します。

令和 4 年 5 月 5 日

监护人

青岛日本人学校运营理事会
理事长 原 义信
PTA 会长 浅上 雅典
校长 渡边 浩之

关于青岛日本人学校规则的变更

新绿之际，感谢各位家长对本校的教育活动的理解和协助。

根据山东省教育厅文件第 16 条，我们对本校规则中的第 8 条（入学・编入学）第 9 条（退学）相关事宜进行了重新评估，经学校运营理事会讨论，将进行如下变更。

同时，本变更事项的第 8 条适用于从令和 5 年度起入学及编入学生。

关于第 9 条，从令和 4 年 5 月 5 日开始启用。

记

第 8 条（入学、编入学、就学）

入学者，需满足以下条件。

- (1) 在中华人民共和国山东省青岛市及其周边地区与监护人共同居住的拥有日本国籍的日本人子女。
 - (2) 在中国拥有有效的外国人居留许可证的监护人的陪同子女。
 - (3) 入学年龄为，满 6 周岁当月的第二天起为学年开始，
满 15 周岁的当天为所属学年结束。
 - (4) 青岛日本人会会员的子女。
 - (5) 缴纳入学金及学费。
 - (6) 遵守理事会及学校的规定。
 - (7) 可以使用日语上课的子女。
- 另外，发生特殊情况时，需得到理事会的批准。

第 9 条（退学）

- 1 希望退学的学生，在向校长提出申请的同时，必须办理规定的手续。手续必须由希望退学学生的监护人办理。
- 2 不符合本规则第 8 条中各项条件的情况下，将退学。
- 3 以下情况，经过理事会的决议后将退学。
 - (1) 入学相关资格条件申报不实的。
 - (2) 拖欠学费超过 3 个月的情况。
 - (3) 扰乱学校秩序的情况。
 - (4) 儿童学生有不遵守校规及其他学校规定的各项规则时。

※下划线部分为变更、修改的部分。

※今后，为了防止儿童学生非法滞留，请在更新儿童学生自身有效的身份证明文件（护照和外国人居留许可证等）时随时同学校共享。